

愛媛県知事による宅地建物取引業者への監督処分情報

<宅地建物取引業者の監督処分結果一覧表>

①当該処分をした日	②当該処分を受けた宅建業者の商号又は名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、免許番号	③当該処分の内容	④当該処分の理由
平成24年1月13日	株式会社関西建物 愛媛県松山市喜与町一丁目5番地1 ケミビル2F	延原 妙子 (2) 第4716号 愛媛県知事	業務停止15日間 (平成24年2月1日から2月15日まで) 壳主として関与した中古住宅の売買契約に 関し、取引の相手方から契約の申込の撤回が なされた際、既に受領した預り金を、監督処 分権者である県の指摘があるまで、返還しな かった（法第47条の2第3項違反）。
平成24年2月29日	株式会社セイコー不動産 愛媛県新居浜市松木町4番 25号	加藤 憲治 (7) 第3287号 愛媛県知事	賃貸借契約の媒介に際し、取引主任者をし て重要事項説明をさせなかつた（法第35条第 1項違反）。
平成26年7月14日	株式会社三福 综合不動産 愛媛県松山市本町五丁目7 番地7	中矢 孝則 (13) 第819号 愛媛県知事	壳主が法第3条第1項の免許を有していない ことを認識しておりながら、複数の売買の媒 介を行つたが、この行為は法第12条第1項に 該当するこれらとの取引を帮助したものである 。
平成26年8月18日	シティホーム 愛媛県松山市壹町1丁目4 -2	渡邊 亥早雄 (9) 第2693号 愛媛県知事	このことは、法第65条第2項第5号の規定に 該当する。
平成26年8月18日	株式会社千國 愛媛県新居浜市觀音原町甲 985番19	山内 光正 (2) 第4876号 愛媛県知事	宅地建物取引業保証協会の社員の地位を失 つたにも関わらず、当該地位を失つた日から 1週間以内に當業保証金の供託を行わなかつ た（法第64条の15前段の違反）。
平成26年8月18日			このことは、法第65条第2項第2号の規定に 該当する。

愛媛県知事による宅地建物取引業者への監督処分情報

<宅地建物取引業者の監督処分結果一覧表>

①当該処分をした日	②当該処分を受けた宅建業者の商号又は名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、免許番号			③当該処分の内容	④当該処分の理由
	商号又は名称	主たる事務所の所在地	代表者		
平成27年1月27日	平建設株式会社	愛媛県松山市小坂五丁目13番10号	重松 宏和	(9) 第2825号 愛媛県知事 免許取消	法人の役員が宅地建物取引業法第5条第1項第7号に定める欠格要件に該当することが判明した。 このことは、法第66条第1項第3号の規定に該当する。

愛媛県では「宅地建物取引業者等の監督処分の基準」（平成24年2月1日施行）に基づき、宅地建物取引業法（以下「法」という。）に違反した宅地建物取引業者の監督処分結果をホームページで公表します。なお、公表する監督処分については、指示、業務の停止、免許の取消（事務所の所在地を確認できないとき又は新規免許業者が當業保証金を供託しないときを除く。）として、公表内容は「①当該処分をした日」、「②当該処分を受けた宅建業者の商号又は名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、免許番号」、「③当該処分の内容」及び「④当該処分の理由」とし、監督処分を行った日から5年間掲載します。